

取下書の作成について

(訴訟事件の場合)

取下書の作成は、別添の記載例を参考にしてください。

本例は、訴えの全部を取り下げる場合の記載例です。訴えの一部を取り下げる場合には、取下げの対象を明らかにしてください。

なお、取下書を提出しても、相手方が同意しなければ取下げの効果を生じない場合もあります。

(注意事項)

- 1 取下書は、日本工業規格A列4番の用紙に横書きで記載してください（左端に3センチメートル程度の余白をとってください）。
- 2 事件番号は、正確に記載してください
- 3 裁判所に問い合わせする場合や郵送する場合には、下記あてにお願いします。

記

郵便番号 753-0048

山口市駅通り1丁目6番1号

山口簡易裁判所

電話番号 083-922-1330 内線287